

① 「消費税軽減税率制度」に関する講習会

消費税率が10%に引き上げられます。軽減税率制度は、消費税率10%への引上げに合わせて、低所得者に配慮する観点から実施されるものです。

軽減税率制度の対象となる品目の消費税については「軽減税率(8%)」が適用されます。

事業者の皆さまは業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが毎日の仕事の中で新たに求められます。



「軽減税率の導入により事業者のすべきことは何か」税務署の方が分かりやすく解説します。

- 【平成30年】 開催日時 ① 11月9日(金) 13:30~14:30 会場：吉野町商工会 2階会議室
- 講師 福田 幸治 氏 吉野税務署 署長
- 定員 30名【定員に達し次第締め切ります】 ※ 申込締切：10月31日
- 受講申込 裏面の申込書にご記入いただき、下記までお申し込みください。

② 「働き方改革関連法」に関する講習会

働き方改革関連法が平成31年4月1日から順次施行されます。

時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正規非正規労働者間の不合理な待遇差禁止など労働者を雇用する際、注意すべき事柄が変わります。

御社の働き方を見直し生産性を向上させるヒントをつかんでいただくセミナーです。

- 【平成30年】 開催日時 ② 11月16日(金) 13:30~16:30 会場：吉野町商工会 2階会議室
- テーマ
- 「働き方改革関連法」について 【講師】久米川 晴民 氏 (大淀労働基準監督署 署長)
 - 人財不足と働き方改革～御社の対応策は? 【講師】北場 好美 氏 社会保険労務士 (働き方改革推進支援センター)
 - 働き方改革と助成金 【講師】福岡 英一 氏 社会保険労務士 (働き方改革推進支援センター)
- 定員 30名【定員に達し次第締め切ります】 ※ 申込締切：10月31日
- 受講申込 裏面の申込書にご記入いただき、下記までお申し込みください。

《お申込・お問合せは吉野地区商工会広域協議会へ》

主催 吉野地区商工会広域協議会

吉野町丹治163-1 TEL.0746-32-3244/FAX.0746-32-8317

吉野町商工会 吉野町丹治163-1 TEL.0746-32-3244
東吉野村商工会 東吉野村小川51 TEL.0746-42-0229
川上村商工会 川上村迫1335-3 TEL.0746-52-0127
上北山村商工会 上北山村河合360-8 TEL.07468-3-0074
下北山村商工会 下北山村上池原1026 TEL.07468-5-2022

聴講
無料

